

生活福祉資金の福祉資金（住宅増改築資金）貸付制度

1. 内 容

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、住宅を増築・改築・拡張・補修・保全する際、または公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な経費を以下のとおり貸し付けます。

- (1) 貸付限度額……………2,500,000円以内
- (2) 償還期間……………据置期間経過後7年以内
- (3) 利 子……………無利子もしくは年1.5%
- (4) 据置期間……………貸付の日から6ヶ月以内

2. 対 象

- (1) 低所得世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (3) 療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者
- (6) 65歳以上の高齢者の属する世帯

3. 窓 口

市町村社会福祉協議会及び民生委員